

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区永田町二丁目4番3号永田町ビル9階

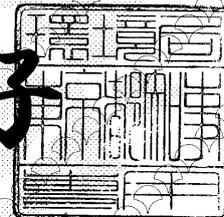
氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 浩



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年3月26日

許可の有効年月日 平成37年3月25日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 処分(中間処理)
 - (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
 - ア 破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (以上6種類)
 - イ 圧縮 : 金属くず(空き缶に限る) (以上1種類)
 - イ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (以上5種類)
 - ウ 溶融 : 廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る) (以上1種類)
 - エ 切断 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (以上6種類)
- (上記のいずれの処分方法も、特定家庭用機器再商品化法対象物、フロン回収破壊法対象物、廃バッテリー、廃蛍光ランプ、廃乾電池を除く)

2 事業の用に供する施設(施設詳細は裏面)

施設所在地: 東京都足立区入谷七丁目12番12号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として5時から17時までとし、処理施設の稼働時間は6時から15時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 8年 3月 26日 新規許可
平成 30年 3月 26日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター

(裏面あり)

認定番号: 4-17-C0006



産廃キスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目12番12号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.84 (t/日)	6.61 (t/日)	H17.5.9	—	—
	紙くず	2.40 (t/日)				
	繊維くず	4.69 (t/日)				
	ゴムくず	2.16 (t/日)				
	金属くず	0.75 (t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	3.96 (t/日)				
破 碎	ガラス・コンクリート・陶磁器くず(空ビンに限る)	16.0 (t/日)	—	H8.3.1	—	—
破 碎	廃プラスチック類	0.115 (t/日)	0.115 (t/日)	H19.9.13	—	—
	金属くず	0.116 (t/日)				
圧 縮	金属くず(空きスチール缶に限る)	9.38 (t/日)	—	H18.11.7	—	—
圧 縮	金属くず(空きアル缶に限る)	4.23 (t/日)	—	H18.11.7	—	—
圧縮・梱包	廃プラスチック類	43.3 (t/日)	75.7 (t/日)	H18.2.24	—	—
	紙くず	151 (t/日)				
	木くず	134 (t/日)				
	繊維くず	161 (t/日)				
	金属くず	69.0 (t/日)				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	20.5 (t/日)	—	H20.1.11	—	—
溶 融	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る)	1.60 (t/日)	—	H18.2.24	—	—
切 断	廃プラスチック類	2.08 (t/日)	7.54 (t/日)	H17.3.1	—	—
	紙くず	2.06 (t/日)				
	木くず	1.32 (t/日)				
	繊維くず	1.23 (t/日)				
	ゴムくず	1.10 (t/日)				
	金属くず	2.23 (t/日)				

(以下余白)

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター